

議員提出議案一覧表（意見書）

議員提出議案第14号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療・介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において、土地に係る固定資産税について講じた課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

議員提出議案第15号

気候非常事態に関する決議（否決）

近年、世界各地において、記録的な熱波や森林火災、ハリケーンや洪水などの大規模な自然災害が相次いで発生し、人々の生命と暮らしを脅かしている。

我が国でも、猛暑による熱中症患者の増大、数十年に一度と言われる台風・豪雨による災害が毎年のように発生し、深刻な被害を広げている。

こうした異常な気候変動の主な要因は、温室効果ガスの排出の増加であると考えられており、地球温暖化防止のためのパリ協定では、産業革命前からの平均気温上昇を今世紀末で2度C未満、できれば

1.5度Cに抑えることを目標としている。この目標を達成するためには、2030年における温室効果ガスである二酸化炭素の排出量を今より少なくとも45%減らし、2050年には実質的にほぼゼロにすることが必要とされる。しかし、各国が掲げている目標を達成しても必要な削減量には大きく不足しており、世界は、まさに気候危機と呼ぶべき状況に直面している。

一方で、2016年12月に、オーストラリア南東部のデアビン市が世界で初めて気候非常事態を宣言してから、世界各地の自治体などが1900以上の「気候危機」や「気候非常事態」を宣言し、国内においても、2020年11月に衆参両院が気候非常事態宣言決議を可決したほか、90近い自治体や地方議会、団体などが宣言し、危機の共有と取組の推進を行おうとしている。

本市においても、こうした動きに呼応し、気候危機や気候非常事態という認識を世界と共有し、危機を克服するための脱炭素社会の実現に向けて取組を推進するために、「気候非常事態」を宣言することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和3年9月27日

議員提出議案第16号

コロナ禍における大学等の授業料の引下げ及び大学等への財政支援を求める意見書（可決）

現在、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、アルバイトや仕送りの収入が減少したことにより、大学等に通う学生の生活に深刻な影響が発生している。

文部科学省が昨年4月から12月に全国の大学、短期大学、専門学校を対象とした調査を実施したところ、新型コロナウイルスの影響による休学・退学者は、合わせて約5800人に上ることが明らかとなった。また、文部科学省が今年3月に学生を対象に行ったアンケート調査では「授業料が高く、オンライン授業をするのであれば、学費を減額してほしい」との声も上っている。国は、アルバイトの収入が減少した学生に対して休業支援金・給付金を支給するなどの支援を行っているが、新型コロナウイルスの影響の長期化により、さらなる経済的状況の悪化による休学・退学者の増加が危惧されている。各大学等でも、授業料の納付猶予や減免をはじめ、様々な独自支援が行われているが、財源も限られている上に、学生自身が望む支援を行うためには、国からの支援も不可欠である。

よって、コロナ禍の下で経済的影響を受けている学生や、学生を支える支援策を講じている大学等に対して、下記の事項を実施することを強く求める。

記

- 1 大学等授業料の負担軽減のため、授業料の免除枠拡大や引下げ等、無償化へ向けた取組を進めること。
- 2 学生への独自支援を行っている大学等に対して財政的支援を行うこと。
- 3 新型コロナウイルスの影響等による経済的影響を受けている学生に対して、支援制度の周知徹底、相談体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

議員提出議案第17号

出産育児一時金の増額を求める意見書（可決）

厚生労働省によると、2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4000円となっている。出産にかかる費用は年々増加し、東京都では2016年度の平均額が約62万円に上るなど、出産費用の高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況となっている。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則38万円から42万円に増額し、2011年4月に原則42万円を恒久化、2015年1月には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金の3万円を1.6万円に引下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げた。2022年1月以降の分娩からは、産科医療補償制度掛金を1.2万円に引下げ、本人の受取額を4000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしている。

一方、2019年の出生数は86万5234人で、前年に比べ5万3166人減少し、過去最少となった。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じたきめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、出産育児一時金は、その大事な一手であると考えられる。

少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策の強化は欠かすことのできないものである。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

議員提出議案第18号

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書（可決）

平成30年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に、賛成または容認すると答えた国民は66.9%であり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかとなった。

しかし、現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることと規定している。このため、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓をすることで、自己同一性を喪失し苦痛を伴う、一部の資格証では旧姓の使用が認められない、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は、旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、ダブルネームを使い分ける負担の増加、社会的なダブルネーム管理コスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題も指摘されている。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛を解消するものにはならず、根本的な解決策にはならない。

また、少子・高齢化による一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚は増え、改姓を望まないと考える人や、現行の民法では改姓をしなければならないことから結婚を諦めてしまう人がいるため、一層非婚や少子化につながる要因にもなっている。

このような状況から、国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し、女性が婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。

さらに、平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべ

きであるとされたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日
